

自動販売機設置場所有償貸付契約書（案）

1 件 名 令和7年度三島市自動販売機設置場所貸付
物件番号1－

2 貸付物件 場所 (別表のとおり)

3 契約金額 月額 ¥ —
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥ —

4 履行期間 令和 年 月 日 から
(貸付期間) 令和 年 月 日 まで

5 契約保証金
納付 ¥ —
担保提供 三島市契約規則(平成17年三島市規則第5号)
第34条第項第 号該当
免除 三島市契約規則第33条第3号該当

上記の貸付契約について、貸付人 三島市 と借受人 とは、次の条項により契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。
本件契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

貸付人 住所又は所在地 三島市北田町4番47号
氏名又は名称 三島市長 印

借受人 住所又は所在地
氏名又は名称 印

条　　項

(目的)

第1条 借受人は、自ら貸付物件に自動販売機を設置し、貸付期間中継続して営業及び運営する事業（以下「自動販売機設置運営事業」という。）を行い、その対価として貸付人に賃借料を支払うものとする。

2 借受人は、貸付物件を自動販売機設置運営事業として専用用途に使用しなければならない。

(禁止事項)

第2条 借受人は、本件契約に基づき次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 貸付物件を専用用途以外の用途に供すること。
- (2) 貸付物件に建物又は工作物を設置すること。
- (3) 貸付物件を第三者に転貸し、又はそれに類する行為をすること。
- (4) この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡又は承継すること。
- (5) 貸付物件に設置する自動販売機で酒税法（昭和28年法律第6号）による酒類等の販売をすること。

(貸付料)

第3条 貸付料の支払いは、次の各号のとおりとする。

- (1) 借受人は、自動販売機に係る貸付料について、年ごとに貸付人が発行する納入通知書により、当該納入通知書に記載された納入期限までに貸付人に納入しなければならない。ただし、これらの期限が三島市の休日を定める条例（平成2年三島市条例第12号）第1条第1項に定める市の休日であるときは、当該休日の前日をもってその期限とする。
- (2) 貸付人は、第14条第1項第2号から第7号までに掲げる事由により契約を解除したときは、既納した貸付料を借受人に返還しない。

(貸付料の改定)

第4条 貸付人は、貸付物件につき履行期間内に経済事情の激変又は予期することのできない特別な理由の発生により貸付料が著しく不適当であると認められたときは、実情を調査し、貸付人及び借受人の協議により貸付料を変更することができる。

2 消費税及び地方税の税率の改正のため、消費税相当額が変更となる場合にあっては、改正後の税率が適用される月以降に係る期間に相当する月額貸付料は、改正後の税率に基づき計算した額に改定するものとする。

(延滞金)

第5条 借受人は、貸付料等本契約に基づく金銭を各納付期日までに支払わないときは、

貸付人は、納付期日の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年5パーセントの割合を乗じて得た金額に相当する延滞金額を徴収することができる。

(維持管理)

第6条 借受人は、自動販売機設置運営事業に必要な設置費、維持管理費その他の費用を自ら負担し、次の各号に掲げる行為の区分に応じ、当該各号に定める指示事項を厳守して貸付物件を使用しなければならない。

(1) 自動販売機の設置

- ア 自動販売機の転倒防止など耐震対策を施すこと。
- イ 設置する自動販売機は、省電力、ノンフロン対応等の環境に十分配慮した機種とすること。
- ウ キャッシュレス対応型自動販売機とすること。(物件番号1・8 中郷文化プラザは除く)
- エ 災害対応型自動販売機とすること。(物件番号1・8 中郷文化プラザは除く)
- オ 500円硬貨(令和3年11月から流通している新500円硬貨を含む。)及び1,000円紙幣(令和6年7月から流通している新1,000円紙幣を含む)が使用できる機種とすること。
- カ 電気工事を必要とするときは、施設管理者の指示に従って行い、工事完了後は、その完了した旨を施設管理者に報告すること。
- キ 自動販売機設置後は、その設置について施設管理者の確認を行い、施設管理上支障があると認められる場合は、指示に従い速やかに是正すること。
- ク 自動販売機の転倒などによって第三者に損害を与えた場合は、借受人の責任において適切な対応及び処理を行うこと。
- ケ 自動販売機の故障、不具合などの問合せ連絡先を必ず明記すること。
- コ 自動販売機は、常に使用可能な状態で設置すること。

(2) 回収ボックスの設置

- ア 貸付期間の開始後、施設管理者の指示に従い、速やかに指定の位置に飲料容器等の回収ボックスを設置し、設置後は、その完了した旨を施設管理者に報告すること。
- イ 飲料容器等の回収ボックスは、借受人の責任において、衛生的に良好な状態で管理し、分別回収及びリサイクル処分に努めること。
- ウ 回収ボックスは、常に使用可能な状態で設置すること。

(3) 販売品の設置

- ア 販売品は、飲料(酒税法(昭和28年法律第6号)第2条に規定する酒類又はその類似品を除く。)とすること。ただし、貸付人の了解を得た場合は、飲料以

外の食品を販売することができる。

- イ 販売品の維持管理及び商品補充は、借受人の責任において行うこと。
- ウ 関係法令を遵守し、販売品の賞味期限の管理を行い、衛生的管理に努めること。
- エ 販売品について個別条件が付されているものは、その条件を履行すること。
- オ 販売品の販売価格は、一般的な標準価格とし、通常価格より高い価格での販売をしないこと。
- カ 販売価格について個別条件が付されているものは、原則としてその条件を履行すること。
- キ 販売品の補充のための搬入及び飲料容器等の回収に伴う搬出の方法並びにその時間帯については、施設管理者の指示に従うこと。

(自動販売機に係る電気料金)

第7条 借受人は、自動販売機に係る電気使用料金について、年ごとに貸付人が発行する納入通知書により、納入通知書に記載された納入期限までに貸付人に納入しなければならない。ただし、これらの期限が三島市の休日を定める条例第1条第1項に定める休日であるときは、当該市の休日の前日をもってその期限とする。

2 消費電力量の検針に必要な子メーターは、借受人が設置し、検針は、貸付人が行うものとする。

(貸付物件の引渡し)

第8条 貸付人は、貸付期間の初日に、貸付物件を現状有姿の状態で借受人に引き渡すものとする。

(瑕疵担保責任)

第9条 借受人は、本件契約の締結後、貸付物件に数量の不足その他隠れた瑕疵のあることを発見しても、貸付料の減免、損害賠償その他の請求をすることができない。

(修繕義務)

第10条 借受人の責めに帰する事由以外の事由により貸付物件の修繕を要するときは、貸付人借受人協議してその経費の負担を決定するものとする。

(紛失又はき損の原状回復)

第11条 借受人は、その責めに帰する事由により貸付物件を滅却し、又はき損したときは、借受人の負担において現状に回復しなければならない。

(保全義務)

第12条 借受人は、善良なる管理者としての注意をもって貸付物件の維持保全に努めなければならない。

2 借受人は、前項の注意を怠る等その責めに帰するべき事由によって第三者に損害を

与えた場合には、その賠償の責めを負うものとし、貸付人が借受人に代わってその賠償の責めを果たした場合には、貸付人は、借受人に求償することができる。

(売上報告書の提出)

第13条 借受人は、自動販売機の売上状況を毎月取りまとめ、翌月の10日までに、売上報告書を貸付人に提出しなければならない。

(契約の解除)

第14条 貸付人は、次の各号のいずれかに該当する場合は、本件契約を解除することができる。

- (1) 貸付人において、公用又は公共用に供するため貸付物件を必要とするとき。
- (2) 借受人が納入期限後3ヶ月以上貸付料の支払いを怠ったとき。
- (3) 借受人が第2条に規定する禁止事項に違反したとき。
- (4) 借受人が本件契約に定める義務を履行しないとき。
- (5) 借受人の事業内容、資力及び信用状態の重要な事項に関して虚偽があったとき。
- (6) 借受人が破産、会社更生、民事再生、精算、特別精算その他の倒産手続きについて、借受人の取締役会でその申し立てを決議したとき、又は第三者によって、その申し立てがなされたとき。
- (7) 借受人が次のいずれかに該当するとき。

ア 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3第1項の事務に従事する本市の職員

イ 三島市暴力団排除条例（平成24年三島市条例第6号）第2条第3号に規定する暴力団員等及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びに法人その他の団体の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が暴力団員等及び暴力団員等と密接な関係を有する者であると認められる場合

ウ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分を受けている、若しくは過去に受けたことがある団体及びその代表者、主宰者又はその構成員

- 2 貸付人は、解除権を行使したときは、借受人の負担した契約の費用を償還しない。
- 3 貸付人は、解除権を行使したときは、借受人の支払った違約金及び貸付物件に支出した費用、有益費その他一切の費用を償還しない。
- 4 借受人は、貸付人の解除権の行使に伴い発生した損失について、貸付人にその補償を請求することができない。
- 5 第2項から前項までの規定は、第1項第1号に該当する場合は、適用しないものとする。

(資料の提出)

第 15 条 貸付人は、次の各号に該当する事由が生じたときは、実地に調査し、その参考となるべき資料の提出又はその他の報告を求めることができる。この場合において、借受人は、調査等を拒み、妨げ又は怠ってはならない。

- (1) 第 2 条及び第 6 条に定める事項に違反したとき。
- (2) その他貸付人が必要とするとき。
(暴力団の排除のための協力)

第 16 条 借受人は、本契約の履行に当たって暴力団員等による不当な行為を受けたときは、貸付人に報告するとともに、管轄警察署への通報その他の暴力団の排除のために必要な協力を行わなければならない。

(違約金)

第 17 条 契約保証金の納付を免除された契約者は、第 14 条第 1 項第 2 号から第 7 号までの規定により契約を解除されたときは、契約金額の 100 分の 10 に相当する額の違約金を市長の定める期日までに納めなければならない。

(貸付物件の返還)

第 18 条 借受人は、次の各号に定める日までに、貸付物件を現状に回復して貸付人に返還しなければならない。ただし、貸付期間満了前に、次の貸付期間にも引き続き同じ貸付物件を使用することができると明らかになったときは、当該貸付物件を現状に回復することなく、引き続き使用することができる。

- (1) 契約期間（貸付期間）満了の日
 - (2) 第 14 条の規定により貸付人が本件契約を解除したときは、貸付人の指定する日
- 2 前項の返還は、貸付人の立会いのうえで行うものとする。
- 3 貸付人は、借受人が第 1 項の規定する義務を履行しないときは、借受人が設置する自動販売機を移設し、管理することができるものとする。この場合、貸付人に費用が生じたときは、その費用を借受人が貸付人に支払わなければならない。

(損害賠償)

第 19 条 借受人は、本件契約に定める義務を履行しないために貸付人に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として貸付人に支払わなければならない。

- 2 借受人は、その責めに帰する事由により貸付物件の全部又は一部を滅失し、又はき損した場合において、貸付人が負担して現状に回復したときは、当該滅失し、又はき損したことによる損害に相当する金額その他費用等を損害賠償として貸付人に支払わなければならない。
- 3 借受人は、第 14 条第 1 項第 1 号の規定により貸付人が本件契約を解除した場合において、借受人に損害が生じたときは、貸付人にその補償を請求できるものとする。
- 4 借受人は、貸付人の責めに帰する事由により自動販売機への電力の供給が停止され、

販売品に損害が生じたときは、貸付人にその補償を請求できるものとする。

(有益費等の請求権の放棄)

第 20 条 借受人は、貸付期間が満了した場合又は第 14 条第 1 項第 2 号から第 7 号までの規定により本件契約を解除された場合において、本件契約物件に投じた改良費等の有益費及びその他の費用が生じた場合であっても、その費用を貸付人に請求することができない。

(契約の費用)

第 21 条 本件契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、全て借受人の負担とする。

(自動販売機利用者への対応)

第 22 条 借受人は、自動販売機設置運営事業により発生するトラブル、苦情等について一切の責任をもって解決しなければならない。

(自動販売機等の移設)

第 23 条 借受人は、貸付物件のある施設の管理上の事情により、貸付人から自動販売機等の移設について請求を受けたときは、貸付人が指定する位置に、借受人の負担により当該自動販売機等を移設しなければならない。

(合意管轄)

第 24 条 この契約に関する訴訟については、貸付人の事務所の所在地を管轄する裁判所を第 1 審の裁判所とすることに合意する。

(定めのない事項の処理)

第 25 条 この契約に定めのない事項については、法令の定めるところによるほか、貸付人及び借受人が協議の上処理するものとする。

別表

施設名称	設置場所	貸付面積 幅(mm) × 奥行(mm)	所管課
		×	